

彦根市スポーツ少年団倫理規程

（目的）

第1条 この規程は、日本スポーツ協会の倫理に関するガイドライン及び日本スポーツ少年団の登録者処分基準、滋賀県スポーツ少年団倫理規程に基づき、彦根市スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という。）の関係者（以下「スポーツ少年団関係者」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、人権及び人格の尊重や社会規範の遵守と暴力行為やハラスメントなどの人道的問題の発生防止を図り、スポーツ少年団に対する社会的な信頼の確保と青少年の健全育成を図ることを目的とする。

（スポーツ少年団関係者の定義）

第2条 この規程において、スポーツ少年団関係者とは、以下の各号に定める者をいう。

- ・ スポーツ少年団本部規約第8条に定める役員
- ・ スポーツ少年団本部規約第6条に定める登録単位団
- ・ スポーツ少年団本部規約第6条に定める登録指導者、登録団員

（責務及び遵守事項）

第3条 スポーツ少年団関係者は、スポーツ少年団の目的と理念を遵守し、常にスポーツマンとして品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、スポーツの健全な普及・発展に努めなければならない。

- 2 スポーツ少年団関係者が、スポーツ少年団活動を行う際または指導する際に、次に掲げる行為を行うことを禁止する。
- ・ 暴力、暴言、脅迫、威圧等の身体的・精神的な暴力行為
 - ・ 身体の接触や身体的な特徴を話題にするなど、安易に性的表現・言動を行う身体的・精神的なセクシャル・ハラスメント行為
 - ・ 指導者と団員、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して理不尽な行動を強要するなどのパワー・ハラスメント行為
 - ・ 競技能力を高めるためのドーピングを行うこと
 - ・ 麻薬や覚醒剤等を使用すること
 - ・ 刑罰法規に抵触する行為
 - ・ その他、著しくフェアプレーの精神や社会規範に反する行為

（倫理委員会の設置）

第4条 前条第2項の各号に該当する行為があったと認められる場合には、当該行為に対する措置を審査するため、スポーツ少年団に倫理委員会を置く。

- 2 倫理委員会は、本部役員中より、本部長、副本部長、常任委員、本部員と事務局長で構成する。委員長は、本部長があたり、委員長は、場合によっては部外より委員を指名することができる。
- 3 審査委員会は、日本スポーツ少年団の登録者処分基準、滋賀県スポーツ少年団倫理規程に定める「違反行為に対する措置の基準」を基として、措置の審査を行う。

（措置の通知）

第5条 スポーツ少年団本部長は、前条第3項の審査結果に基づき措置を決定し、速やかに被措

置者及び被措置者の登録単位団に文書により通知する。

(規程の変更)

第6条 この規程は、倫理委員会において、出席役員数の過半数の同意を得て変更することができる。ただし、本部会議の承認を得なければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関する必要な事項は、スポーツ少年団本部長が定める。

附 則

この規程は、平成29年 4月22日から施行する。

平成30年 4月1日改訂。

【滋賀県スポーツ少年団】違反行為に対する措置の基準

区分	違反行為	措置の内容
1	言葉による暴力・威圧等のハラスメント行為 フェアプレーの精神や社会規範に反する行為	口頭による嚴重注意
2	1の繰り返し	文章による嚴重注意
3	直接的暴力行為 身体的ハラスメント 著しくフェアプレーの精神や社会規範に反する行為	[役員] 一定期間（一年以内）のスポーツ少年団指導・活動停止 停止期間内での研修受講の義務付け [指導者] 一定期間（一年以内）のスポーツ少年団指導・活動停止 停止期間内での研修受講の義務付け [単位団・団員] 一定期間（一年以内）のスポーツ少年団指導・活動停止 停止期間内での奉仕活動の実施
4	著しい直接的暴力行為 ドーピング及び薬物の乱用 3の繰り返し	登録の取り消し
5	刑罰法規に抵触する行為	登録の取り消し